

(外交防衛委員会)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)(衆議院送付)要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国立大学の法人化等により、一般職の職員の給与に関する法律別表第六口教育職俸給表(二)が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けている陸上自衛隊少年工科学校等の教官に対し適用する俸給表として新たに自衛隊教官俸給表を設ける。
- 二、自衛隊教官俸給表を新設することに伴う切替措置等を設ける。
- 三、本法律は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。